

足場の組立て等特別教育(6時間)の開催について (ご案内)

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

安全衛生規則の一部改正(平成27年7月1日施行)により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)が特別教育を必要とする業務に追加されることに伴い、当支部では標記教育を下記のとおり実施いたします。

足場の組立、解体、変更の業務に就かれる方は、必ず受講されますようご案内申し上げます。

※ 次の資格を有する方は、足場の組立て等特別教育の受講を必要としません。

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ・とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した方
- ・とび科の職業訓練指導員免許を受けた方
- ・建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した方

記

1. 開催日時 令和5年9月13日 8:55～16:20
(8:55よりオリエンテーションを行います)
2. 開催場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館

3. 教育の対象者
足場の組立て、解体又は変更の作業の業務に就く方

4. 受講料

| | |
|-------------------|--------------------|
| 建災防宮城県支部 会 員 | 8,000円(テキスト代、消費税含) |
| 建災防宮城県支部 会 員 外 | 9,000円(テキスト代、消費税含) |

5. 申込方法 別紙申込書に受講料と写真(3cm×2.4cm)1枚を添えて、現金書留でご郵送いただくか、直接、建災防宮城県支部の事務所へお持ちください。
6. 申込受付 定員(50名)になり次第締め切ります。
受付後の取り消しについては、受講料の返却はいたしませんのでご了承下さい。
7. 申込場所 〒980-0824
仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階
建設業労働災害防止協会 宮城県支部
TEL 022-224-1797 FAX 022-265-5604

8. 教育カリキュラム

- ・ 足場及び作業方法に関する知識 3時間
- ・ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 30分
- ・ 労働災害の防止に関する知識 1時間30分
- ・ 関係法令 1時間

9. 修了証 全科目受講された方に修了証を交付します。